

# 平成23年度環境関連補助金(事業者向け)

公募先	補助金名称	主な要件	予算額	公募時期等
環境省	温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の排出削減(100t以上)を約束し、CO2排出抑制設備の整備に対する補助金と排出枠の交付を受ける参加者</li> <li>・省エネ効果は過去3年間のエネルギー使用量との比較</li> <li>・採択は費用対効果を重視</li> <li>・自主行動計画参加工場・事業場も参加可能</li> <li>・対策実施後は1年間の報告義務</li> <li>・削減量余剰分また未達成分は、自主参加型国内排出量取引制度により売買が可能(JVETS制度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6億円</li> <li>・1/3</li> <li>原則上限2億円</li> </ul>	2011年3月8日(火)～2011年4月22日(金)(17時必着)
資源エネルギー庁	省エネルギー対策導入促進事業費補助金(省エネルギー計測監視設備等導入事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象者は、日本国内で事業を行う中小企業者</li> <li>・対象経費:計測監視装置費、工事費等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1/2</li> <li>・1件当たりの助成限度額(助成金の範囲)は、100万円～3,000万円です。</li> </ul>	平成23年4月15日～5月31日

# 平成23年度環境関連補助金(事業者向け)

公募先	主な要件	公募時期等
<p>一般社団法人 環境共創イニシアチブ 「補助金名称」 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(建築物に係るもの)</p>	<p>1)補助対象事業者 建築物高効率エネルギーシステム(空調、給湯、照明及び断熱部材等で構成。以下「当該システム」という)を既築、新築、増築及び改築の民生用の建築物*注1に導入する際の建築主等(所有者)、法人格を有する管理組合法人、ESCO(シェアードセービングス)事業者、リース事業者。 ESCO事業者が申請する場合は、ESCO事業者と建築主との共同申請とする。またリース等を利用する場合は、リース事業者等を共同申請者とする。</p> <p>2)補助対象事業 (1)当該システムを建築物*注1に導入すること。 (2)新築、増築及び改築の建築物の場合、標準年間エネルギー消費量を25%程度削減できること。但し、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」に準じた性能を満たすものであること。 (3)既築の建築物の場合、建物全体の過去3年間の平均年間エネルギー消費量を25%程度削減できること。または、設備区分単位の過去3年間の平均年間エネルギー消費量を30%程度削減できること。 (4)当該システム導入後、継続して省エネルギーに関する報告が可能なこと。*注2 注1:建築物とはオフィスビル等の民生用建築物である。 ただし、賃貸用の集合住宅については建築物の扱いとする。また、分譲集合住宅(既築に限る)については、共用部分についても建築物の扱いとする。 注2:導入したシステムの省エネ効果を確認できる計測装置を設置すること。</p> <p>3)申請条件 申請に際しては、以下の(1)または(2)の条件を満足すること。 (1)建物1棟に省エネシステムを導入する場合。 設備区分(空調・換気・照明・給湯・冷蔵/冷凍・その他)は2種以上行うこと。 (2)設備区分単位で省エネシステムを導入する場合。 ・設備用途区分単位でのエネルギー計量ができていること。 ・設備区分のエネルギー消費量が建物全体エネルギー消費量の30%程度であること。</p> <p>4)補助率 1/3以内(上限なし)</p> <p>5)事業期間 原則単年度事業とする。ただし、事業工程上単年度では事業完了が不可能な場合に限り最長2年間までを補助対象期間とする。 交付決定日(平成23年8月上旬)～平成24年1月31日 なお、緊急節電対応事業に関しては、事業期間を以下とする。 交付決定日(平成23年7月上旬)～平成23年8月31日</p>	<p>平成23年5月30日(月)～平成23年6月27日(月)(消印有効)</p> <p>緊急節電対応事業に関しては平成23年6月15日(水)(消印有効)</p> <p>※緊急節電対応事業とは、本補助事業に付加して建物の電力消費量の削減率10%以上でかつ平成23年8月31日迄に完了する単年度の省エネルギー事業という。</p>

# 平成23年度環境関連補助金(事業者向け)

公募先	補助金名称	主な要件	公募時期等
環境省	平成23年度家庭・事業者向けエコリース促進事業	<p>環境省では、低炭素機器の導入に際して多額の初期投資費用(頭金)を負担することが困難な家庭、中小企業を中心に、頭金のないリースという手法を活用することによって低炭素機器の普及を図るため、環境省が定める基準を満たす低炭素機器をリースにより導入した際に、リース料総額の3%を補助する「平成23年度家庭・事業者向けエコリース促進事業」の補助金申込申請の受付を6月15日より開始します。</p> <p>なお、本事業の補助金申込申請は環境省から指定を受けた指定リース事業者が行うため、本制度の利用を希望される方は、指定リース事業者までご相談ください。</p> <p>2. 補助金申込受付対象地域の変更について</p> <p>平成23年4月15日付「平成23年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金」に係るリース事業者の公募要領において「東北電力及び東京電力管内におけるリース契約のみを当面限定的に採択する」としていましたが、その後、西日本も含め全国的に節電の必要性が高まっている等の状況の変化を踏まえ、全国のリース契約を対象とすることとします。</p>	<p>平成23年6月15日～平成24年3月2日(予定)</p> <p>「対象となるリース先」 家庭(個人)、個人事業主、中小企業又は中堅企業</p> <p>「その他」 事業の詳細については、本事業の補助事業者である一般社団法人ESCO推進協議会のホームページ(<a href="http://www.jaesco.or.jp/">http://www.jaesco.or.jp/</a>)内に平成23年6月8日頃開設予定の本事業ウェブサイトにてご確認ください。</p>

# 平成23年度環境関連補助金(事業者向け)

公募先	補助金名称	主な要件	公募時期等
国土交通省	住宅・建築物 省CO2先導事業	<p>家庭部門・業務部門のCO2排出量が増加傾向にある中、住宅・建築物における省CO2対策を強力に推進し、住宅・建築物の市場価値を高めるとともに、居住・生産環境の向上を図るため、省CO2の実現性に優れたリーディングプロジェクトとなる住宅・建築プロジェクトを公募によって募り、予算の範囲内において、整備費等の一部を補助し支援します。</p> <p>平成23年度の事業では、全国の多様な省CO2対策を促進するため、波及性の高い中小規模プロジェクトや地方都市等におけるプロジェクトの積極的な応募を期待します。</p> <p>1)対象事業の種類</p> <p>次の①～④のいずれか、または組み合わせとして、住宅及び住宅以外のオフィスビル等の建築物(以下「住宅・建築物」という)における省CO2の推進に向けたモデル性、先導性が高いものとして選定されたものを補助の対象とします。</p> <p>①住宅・建築物の新築 ②既存の住宅・建築物の改修 ③省CO2のマネジメントシステムの整備 ④省CO2に関する技術の検証(社会実験・展示等)</p>	平成23年5月12日(木)～平成23年6月30日(木)

# 平成23年度環境関連補助金(事業者向け)

公募先	補助金名称	主な要件	公募時期等
国土交通省	省エネ改修推進事業	<p>本事業は、建築物ストックの省エネルギー改修事業を国土交通省が広く民間事業者等から公募し、予算の範囲内において、整備費等の一部を補助することにより、省エネルギー改修の推進及び関連投資の活性化を図ることを目的とします。</p> <p>既設建物において、改修後の適切な設備等の運用や、さらなる省エネルギーの推進を図るためには、エネルギー使用量等の実態把握に基づいたエネルギー管理が重要であり、本事業では省エネルギー改修を契機にエネルギー使用量等の計測に取り組み、継続的なエネルギー管理や省エネルギー活動を実施する事業を積極的に支援します。</p> <p>なお、要望額が予算を超えた場合、優先順位を付けて採択を決定します。また、1件あたりの補助申請額にもよりますが、100～150件程度の採択を想定しています。</p> <p>1) 対象事業の種類</p> <p>既存のオフィスビル等の住宅以外の建築物(以下「非住宅」という)の改修</p> <p>2) 対象事業の要件</p> <p>応募にあたっては、下記の(1)～(5)の要件を全て満たす必要があります。</p> <p>(1) 躯体(外皮)の省エネ改修を行うものであること。</p> <p>(2) 建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して概ね10%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事を実施するものであること(※1、※2)。</p> <p>(3) エネルギー使用量等の実態を把握する計測を行い、継続的なエネルギー管理、省エネルギー活動に取り組むものであること(※3)。</p> <p>(4) 省エネルギー改修等に係る総事業費が500万円以上であること。(ただし、複数の建築物における事業をまとめて提案し、上記事業費以上となる場合も可とする)</p> <p>(5) 平成23年度中に着手するものであること(※4)。</p>	平成23年6月6日(月)～平成23年8月1日(月)

# 平成23年度環境関連補助金(事業者向け)

公募先	補助金名称	主な要件
島根県内自治体	事業者向け太陽光発電	<p>* 島根県飯石郡飯南町 「新エネルギー設備導入促進事業補助金(平成23年度)」 町内に居住する個人や事業を営む事業者が対象。住宅や併用住宅、事業所に太陽光発電システムを設置する際に、補助を受けることができる。 受けられる補助金： 1kWあたり6万円、上限額は30万円(事業所向け)</p> <p>* 島根県邑智郡美郷町 「美郷町新エネルギー設備導入促進事業補助金(平成23年度)」 美郷町内に居住しており、住宅や事業所に太陽光発電システムを導入する個人・事業者が対象。 受けられる補助金： 1kWあたり5万円、上限額20万円</p> <p>* 島根県仁多郡奥出雲町 「奥出雲町新エネルギー機器等導入促進事業補助金(平成23年度)」 奥出雲町内に居住しており、住宅や事業所に太陽光発電システムを設置する個人・事業者が対象 受けられる補助金： 1kWあたり2万円、上限額は6万円。パナソニック(三洋電機)製の場合は1kWあたり4万円、上限額12万円。</p> <p>* 島根県松江市 「松江市事業所用太陽光発電導入促進事業費補助金(平成23年度)」 事業所(既存・新築)に太陽光発電システムを設置する松江市内の事業者が対象。受付は先着順 受けられる補助金： 1kWあたり4.8万円、上限額は96万円</p>

# 平成23年度環境関連制度融資（事業者向け）

制度融資名 (融資対象者)	資金使途	融資限度	融資利率 (保証料率)	融資期間
島根県環境 資金 (県内中小企業)	設備資金(工場移転は土地を含む、土地のみは不可)等	2億円	責任共有制度対象 年 1.75% (0.40~1.50%) 責任共有制度対象外年 1.60% (0.40~1.70%)	15年以内 (2年以内据置き)